



# 熊本県公報

第13007号  
令和3年(2021年)  
3月9日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の辞退……………（障がい者支援課） 1
- 八代港公有水面埋立に関する工事のしゅん功認可……………（港湾課） 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定……………（障がい者支援課） 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定……………（ 〃 ） 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定……………（ 〃 ） 3
- 種畜証明書の書換交付……………（畜産課） 3
- 造成宅地防災区域の指定の解除……………（建築課） 3
- 造成宅地防災区域の指定の解除……………（ 〃 ） 3
- 造成宅地防災区域の指定の解除……………（ 〃 ） 4
- 造成宅地防災区域の指定の解除……………（ 〃 ） 5
- 造成宅地防災区域の指定の解除……………（ 〃 ） 6
- 造成宅地防災区域の指定の解除……………（ 〃 ） 7
- 造成宅地防災区域の指定の解除……………（ 〃 ） 7
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録……………（高齢者支援課） 8
- 土地改良区の役員を選任等……………（農村計画課） 8
- 県営土地改良事業計画の決定……………（ 〃 ） 9
- 宇土都市計画道路（北段原線）の変更……………（都市計画課） 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（建築課） 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ 〃 ） 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ 〃 ） 10
- 熊本県私立学校審議会の開催……………（私立学校審議会） 10
- 県立中学校及び特別支援学校用インターネット通信回線及びコンテンツフィルタ運用業務に係る一般競争入札の落札者等の決定……………（教育政策課） 10
- 熊本県医療審議会の開催……………（医療審議会） 11

## 告 示

### 熊本県告示第204号

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和3年（2021年）3月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	辞退年月日
熊本南前薬局道の駅店 宇城市松橋町久具758番地4	調剤	令和3年(2021年) 3月31日

### 熊本県告示第205号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により公有水面埋立に関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年（2021年）3月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- 熊本県 代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 2 しゅん功認可年月日及び番号  
令和3年(2021年)2月26日  
熊本県指令港第14号
- 3 埋立区域
- (1) 位置  
八代市新港町一丁目13番1及び25番1地先公有水面
- (2) 区域  
次の各地点のうち①の地点から④の地点までを順次直線で結んだ線、④の地点から⑥の地点までと①の地点と⑥の地点を結ぶ昭和40年7月31日付け熊本県告示第518号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+3.96メートルにより決定)により囲まれた区域
- ①の地点 九州地方整備局H30-2二級基準点(北緯32度31分33秒、東経130度32分11秒)から199度06分31秒 108.700メートルの地点
- ②の地点 九州地方整備局H30-2二級基準点(北緯32度31分33秒、東経130度32分11秒)から194度17分30秒 110.703メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から29度14分19秒 177.468メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から114度35分47秒 10.786メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から209度54分39秒 49.956メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から297度28分33秒 0.756メートルの地点
- (3) 面積  
1,726.70平方メートル
- 4 埋立地の用途  
ふ頭用地
- 5 埋立ての免許年月日及び番号  
平成31年(2019年)3月19日 熊本県指令港第20号
- 6 公有水面埋立法第22条第3項の市町村  
八代市

**熊本県告示第206号**

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和3年(2021年)3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ばいぶうぶ どもくらぶ 菊池市木柑子1 492-3	一般社団法人誉合志市豊岡200 0番地2461 中村 きよ子	令和3年(2021年)3月1日	435120 0144	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

**熊本県告示第207号**

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和3年(2021年)3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後等デイサービス みなたす 宇土市本町4-42 カメヤ本店	合同会社ミナタス 熊本市東区花立六丁目5番6号クロノス38 花立801号 中寫 ひろ子	令和3年(2021年)3月1日	435230 0158	指定放課後等デイサービス

2階			
----	--	--	--

**熊本県告示第208号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和3年（2021年）3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指 定 年 月 日	事 業 所 番 号	障害児通所支援の種類
KIDS DIARY 松原 宇土市松原町2 5-20サンワ 第3ビル1階	一般社団法人優学会 熊本市中央区出水四 丁目34番3-10 3号 中田 貴将	令和3年（2 021年）3 月1日	435230 0166	指定放課後 等デイサー ビス

**熊本県告示第209号**

次のとおり種畜証明書を書換交付したので、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第2項の規定により公示する。

令和3年（2021年）3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11349054167	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	熊本県合志市栄380 1 熊本県農業研究センタ ー	熊本県玉名市横島町共 栄37 独立行政法人家畜改良 センター熊本牧場

**熊本県告示第210号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成30年（2018年）7月13日熊本県告示第567号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年（2021年）3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 辻の城地区（拡充）  
上益城郡益城町大字辻の城480番、626番の一部（次の図に示す部分に限る。）、  
636番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 2 柿添地区  
上益城郡益城町大字安永字柿添805番4、805番6、807番1、807番2

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第211号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成30年（2018年）8月17日熊本県告示第656号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年（2021年）3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

辻の城2地区（大規模）  
上益城郡益城町大字辻の城603番の一部（次の図に示す部分に限る。）、617番、  
621番の一部（次の図に示す部分に限る。）、702番、705番の一部（次の図に示  
す部分に限る。）、193番、196番、197番、198番、199番、200番、2  
01番、202番、203番、204番、205番1、205番2、205番3、20  
6番1、206番2、209番1、257番、258番、259番、260番、261  
番、262番、263番、264番、265番、266番、267番、268番、26  
9番、270番、271番、272番、273番、275番、276番、277番、2

78番、279番、280番1、280番2、311番、312番、313番、314番、315番、316番、317番1、317番2、600番の一部(次の図に示す部分に限る。)、604番、318番1、318番2、318番3、319番、320番、321番、322番、323番、324番、700番、326番、327番1、327番2、328番1、328番2、329番、330番1、330番2、701番、331番、332番、333番1、333番2、334番、335番、336番、337番、338番、339番、629番、340番1、340番2、340番3、623番、710番、341番1、341番2、341番3、342番、343番1、343番2、343番3、344番1、344番2、344番3、345番1、345番2、346番1、346番2、347番、348番、349番、350番、351番、352番、353番、360番1、360番2、361番1、361番2、361番3、362番1、362番2、363番、364番、365番1、365番2、365番3、365番4、366番、367番、368番1、368番2、369番、370番、706番、371番、372番、373番、374番、375番、708番、376番、377番1、377番2、377番3、378番1、378番2、379番、380番、381番、382番、383番、384番、385番、386番、387番1、387番2、387番3、388番、624番、389番、390番、391番1、391番2、392番、393番、394番、395番、396番、397番、398番、630番、631番、632番、399番、400番、401番、402番、403番、404番、405番、406番1、406番2、408番1、408番2、410番1、410番2、411番1、411番2、412番、413番、414番、415番1、415番2、416番、417番1、417番2、417番3、417番4、417番5、418番、419番、420番、421番、422番、423番、424番、425番、426番、427番、428番、429番、430番1、430番2、431番、432番、433番、434番、435番、436番1、436番2、625番、626番、437番1、437番2、437番3、438番、439番、440番、441番、442番、443番、444番、445番、446番、447番、448番、449番、606番、607番、608番、451番1、451番2、451番3、451番4、451番5、451番6、451番7、451番8、451番9、634番、460番、461番1、461番2、461番3、462番、463番、464番、465番、466番、635番、467番、468番、469番、470番、471番、472番1、472番2、473番1、473番2、473番3、473番4、473番5、474番1、474番2、475番、476番、477番、636番、478番、479番、480番、481番、482番、483番、484番、485番、486番、488番、489番1、489番2、490番1、491番、492番1、493番1、493番2、493番3、493番4、494番、495番、496番、497番1、497番2、497番3、497番4、497番5、498番、499番、500番2、638番

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第212号**

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成30年(2018年)11月9日熊本県告示第928号(造成宅地防災区域の指定)及び令和2年(2020年)8月11日熊本県告示第637号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。  
令和3年(2021年)3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 古閑地区

阿蘇郡西原村大字鳥子字古閑1482番の一部(次の図に示す部分に限る。)、1483番1、1483番2、1483番3、1484番、1485番、1486番1、1486番2、1487番、1488番1、1488番2、1490番1、1491番、1493番、1506番、1507番1、1508番1、1511番3、1512番3、1512番1、1513番1、1514番、1515番、1518番1、1518番2、1518番3、1520番、1520番2、1521番の一部(次の図に示す部分に限る。)、1527番、1527番2、1531番、1532番、1532番4、1533番、1533番2、1488番2地先の水、1483番2地先の道、1483番1地先の道、1487番地先の道、1490番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、1491番地先の道、1483番2地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

阿蘇郡西原村大字鳥子字野添1534番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、1535番1、1535番3、1536番、1536番2、1536番3、1537番、1537番2、1538番、1538番1、1538番2、1538番3、1538番4、1539番1、1539番2、1539番3、1541番1、1542番、1543番、1544番1、1544番2、1545番1、1546番、1547番1、

1 5 4 7 番 2、1 5 4 7 番 3、1 5 4 7 番 4、1 5 4 8 番の一部（次の図に示す部分に限る。）、1 5 5 0 番、1 5 5 2 番、1 5 5 3 番、1 5 5 4 番、1 5 5 6 番の一部（次の図に示す部分に限る。）、1 5 5 7 番 1、1 5 6 3 番、1 5 6 4 番、1 5 6 4 番 2、1 5 6 5 番 3、1 5 3 4 番 1 地先の水、1 5 4 3 番 地先の水、1 5 4 1 番 1 地先の水、1 5 2 0 番 地先 道の 一部（次の図に示す部分に限る。）、1 5 4 8 番 地先 道の 一部（次の図に示す部分に限る。）、1 5 6 3 番 地先 道の、1 5 3 6 番 地先 道の、1 5 3 8 番 地先 道の、1 5 1 8 番 1 地先 道の、1 5 4 7 番 2 地先 道の 一部（次の図に示す部分に限る。）、1 5 1 1 番 3 地先 道の、1 5 3 4 番 1 地先 道の 一部（次の図に示す部分に限る。）、1 5 3 8 番 2 地先 道の、1 5 4 2 番 地先 道の、1 5 5 7 番 1 地先 道の 一部（次の図に示す部分に限る。）  
阿蘇郡西原村大字鳥子字中園1729番、1671番2地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）

2 皆元地区（その4）

阿蘇郡西原村大字鳥子字皆元180番、182番、185番、182番地先の水

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第213号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により令和元年（2019年）5月17日熊本県告示第30号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年（2021年）3月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 安永3地区（大規模）

上益城郡益城町大字安永字居屋敷621番1、621番3、621番4、621番5、621番6、621番7、621番8、621番9、622番1、622番2、622番3、623番1、623番2、623番3、623番4、624番、626番、627番、628番1、628番2、629番1、692番2、630番1、630番2、630番3、630番4、631番1、631番2、631番3、631番5、631番6、631番9、631番10、631番11、631番12、631番13、631番14、632番1、632番2、632番3、632番4、633番、634番1、634番2、634番3、635番1、635番2、635番3、635番4、635番5、635番6、635番7、635番8、635番9、635番10、635番11、635番12、635番13、635番14、635番15、635番16、636番、637番、638番、638番地先の脱落地、640番、641番1、641番2、641番3、641番4、641番5、641番6、641番7、641番8、642番、643番、644番、645番、646番1、646番2、646番3、646番4、646番5、646番6、646番7、646番8、647番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、647番1、648番1、649番1、649番3、649番4、649番5、649番6、650番1、650番2、651番1、651番2、651番3、651番4、652番1、652番3、652番4、653番1・654番1合併3、653番1・654番1合併4、653番1・654番1合併6、653番1・654番1合併7  
上益城郡益城町大字安永字柿添784番、785番1、785番3、785番3地先 道の 一部（次の図に示す部分に限る。）、786番1、786番2、786番3、786番4、786番5、786番6、786番7、786番8、786番9、787番1、787番2、787番3、787番4、787番5、787番6、788番1、788番1地先の水、788番2、788番3、789番、790番1、790番2、790番3、790番4、790番5、790番6、790番7、790番8、790番9、790番10、790番11、790番12、790番13、791番1、791番11、791番1・792番1合併2、791番1・792番1合併4、791番1・792番1合併5、791番1・792番1合併6、791番1・792番1合併7、793番1、793番2、793番3、794番1、794番2、794番3、794番4、794番6、794番5、794番7、794番8、794番9、794番10、795番1、795番2、796番1、796番2、796番3、796番4、796番5、796番6、796番7、796番8、796番9、796番10、797番11、797番  
上益城郡益城町大字安永字宮ノ本850番、851番1、851番2、851番3、851番4、851番5、851番6、851番7、851番8、851番9、851番10、852番1、852番2、852番4、852番5、852番6、852番7、852番8、853番、853番2、854番1、854番2、854番3、854番4、855番、855番地先 道の 一部（次の図に示す部分に限る。）、856番1、856番2、856番3、856番4、857番、858番1、858番2、858番3、858番4、859番1、859番3、859番4、859番5、86



819番2、819番3、819番4、819番5、820番、821番1、821番2、821番3、821番4、821番5、822番1、822番2、822番3、822番4、822番5、822番6、822番7、822番8、822番9  
 上益城郡益城町大字安永字居屋敷559番3、559番4、559番5、559番6、559番7、559番8、559番9、559番10、569番3、569番4、569番5、569番6、569番7、569番8、570番、570番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、571番3、571番4、571番5

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第215号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成31年（2019年）3月5日熊本県告示第186号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年（2021年）3月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

堂園地区（大規模）

上益城郡益城町大字小谷字迎田250番6、250番6地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、251番10  
 上益城郡益城町大字上陳字辻407番・553番・554番合併10、407番・553番・554番合併12、549番、550番、551番1、554番1、554番2、554番3、554番4、555番  
 上益城郡益城町大字上陳字堂園556番、557番、557番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、558番、559番、560番、561番1、561番2、562番、562番2、564番1、564番2、564番2地先の脱落地、564番3、565番、566番19、566番23、566番25、566番26、566番33、566番34、567番1、567番2、567番3、567番4、567番5、567番6、567番7、567番8、569番、569番地先の脱落地、569番1、570番1、570番2、571番1、571番2、571番3、572番1、572番2、572番3、574番、575番1、575番2、575番3、576番、577番、578番、579番1、579番2、580番1、580番2、581番、582番、583番1、583番2、584番、584番2、585番1、585番2、585番3、586番、587番、588番、589番1、589番2、590番1、590番2、591番、592番・593番合併、593番1-1、593番1-2、593番2・594番1合併、593番3・594番2合併、593番4、593番4地先の脱落地、595番1、596番1、596番2、597番1、597番2、597番3、566番13、598番1、598番2、599番1、599番2、600番1、600番2、601番1、601番2、601番3、602番1、602番2、602番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、602番3、602番4、603番、607番、612番1、612番2の一部（次の図に示す部分に限る。）、612番3、612番4、613番1、613番2、613番3、614番1、614番2、614番3、614番4、615番1、615番2、615番3、615番4、615番5、615番6、615番7、616番、617番、619番、620番1、620番2、621番、621番3、621番4、621番5、622番1、622番2、623番、624番、626番1、626番2、627番1、627番1-3、566番1、566番3、566番15  
 上益城郡益城町大字小谷字荒瀬66番1、66番2、66番5、66番6、67番

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第216号**

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成31年（2019年）3月29日熊本県告示第314号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和3年（2021年）3月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

安永・馬水2地区（大規模）

上益城郡益城町大字馬水字居屋敷465番1、465番2、465番3、466番1、466番1地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、466番2、466番3、467番1、467番2、467番3、467番4、468番1、468番2、468番3、469番、470番、471番、472番、473番、474番、475番、47

6番、477番、478番1、478番2、478番3、478番4、479番1、479番2、479番3、479番4、480番、481番1、481番2、482番、483番1、483番2、483番3、484番、485番、486番、487番、487番1、488番、489番、490番、491番、492番1、492番2、493番、494番、495番、496番・497番合併、499番・498番合併、500番1、500番2、501番、502番1、502番1地先の無番地、502番2、503番1、503番2、503番3、503番4、503番5、503番6、504番1、504番2、505番・506番合併1地先の無番地、505番・506番合併1、505番・506番合併2、507番、508番、509番、510番1、510番2、511番、512番、513番、514番、515番、516番1、516番2、516番3、517番1、517番2、517番3、517番4、518番1、518番2、518番3、519番1、519番2、520番1、520番2、521番1、521番2、522番1、522番2、522番3、523番1、523番2、上益城郡益城町大字安永字宮ノ本823番2、823番3、824番1、824番1地先の水、824番3、824番5、824番6、824番7、825番1、825番2、825番3、825番4、825番5、825番6、825番7、825番8、825番9、825番10、825番11、825番12、825番13、825番14、825番15、825番16、825番17、825番18、825番19、825番20、825番21、825番22、825番23、825番24、825番25、825番26、825番27、825番28、825番29、825番30、825番31、825番32、825番33、825番34、825番35、825番36、825番37、825番38、825番39、825番40、825番41、825番42、825番43、830番1、830番2、830番3、831番1、831番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、831番2、831番3、838番1、838番2、841番1、841番2、841番3、841番4、841番5、842番1、842番2、842番3、842番4、842番5、842番6、842番7、844番1、844番2、844番3、844番4、844番5、844番6、844番7、844番8、845番1、845番2、845番3、845番4、845番5、845番6、845番7、845番8、845番9、845番10、845番11、845番12、845番13、845番14、845番15、849番1、849番2

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第217号**

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和3年(2021年)3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
株式会社ひまわり 熊本市南区富合町杉島1127番地	住宅型有料老人ホーム ななみ 熊本市南区富合町杉島1127番地	431100424	令和3年(2021年)3月1日	有料老人ホーム

**公 告**

**熊本県公告第148号**

熊本市に事務所を置く梅洞土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和3年(2021年)3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	田中 博文	熊本市西区西松尾町3738番地
理事	中川 良一	熊本市西区西松尾町4684番地1
理事	上野 哲朗	熊本市西区西松尾町4308番地



理事	志垣 明	熊本市西区西松尾町5213番地7
理事	坂田 憲昭	熊本市西区西松尾町4780番地
理事	坂本 忠義	熊本市西区西松尾町4783番地
理事	上野 満義	熊本市西区西松尾町3845番地
理事	辻野 米喜	熊本市西区西松尾町4448番地
監事	上村 通	熊本市西区西松尾町4747番地2
監事	福島 弘行	熊本市西区西松尾町4244番地
就任		
理事	田中 博文	熊本市西区西松尾町3738番地
理事	中川 良一	熊本市西区西松尾町4684番地1
理事	上野 哲朗	熊本市西区西松尾町4308番地
理事	志垣 明	熊本市西区西松尾町5213番地7
理事	坂田 憲昭	熊本市西区西松尾町4780番地
理事	上野 満義	熊本市西区西松尾町3845番地
理事	辻野 米喜	熊本市西区西松尾町4448番地
監事	上村 通	熊本市西区西松尾町4747番地2
監事	坂本 忠義	熊本市西区西松尾町4783番地

**熊本県公告第149号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営第二腹赤地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和3年（2021年）3月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称  
変更後の県営第二腹赤地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間  
令和3年（2021年）3月10日から令和3年（2021年）4月6日まで
- 縦覧場所  
長洲町役場

**熊本県公告第150号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宇土市から宇土都市計画道路（北段原線）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年（2021年）3月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県公告第151号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年（2021年）3月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字上ノ原3016番1及び同3016番2  
481.70平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市北区梶尾町1706番地1ソフィアかじおC-101  
松田 侑也  
松田 未来

**熊本県公告第152号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年(2021年)3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字久保田字川久保2022番2及び同2022番3  
950.13平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市中央区水前寺一丁目22番18号  
株式会社タウン開発

**熊本県公告第153号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年(2021年)3月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字宮園字一ノ迫764番2の一部、同765番2の一部、同817番の一部、同818番の一部、同819番の一部、同820番の一部、同835番、同836番、同839番8、同841番、同843番、同844番、同845番、同846番、同847番1、同847番2、同848番、同849番、同850番1、同850番2、同851番1、同851番2、同852番の一部、同853番、同855番1、同855番2、同856番、同857番、同868番1、同868番2、同869番並びに里道の一部及び水路の一部  
35, 356.59平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市東区江津一丁目15番6号  
株式会社横田産業

**登載依頼**

**熊本県私立学校審議会公告第3号**

熊本県私立学校審議会の会議を次のとおり開催する。

令和3年(2021年)3月9日

熊本県私立学校審議会

- 1 開催日時  
令和3年(2021年)3月16日(火)  
午後3時15分から午後4時45分まで(予定)
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題  
【諮問事項】  
準学校法人の寄附行為認可及び専修学校の設置認可について(非公開)
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県私立学校審議会事務局(熊本県総務部総務私学局私学振興課私学運営支援班)  
(096-333-2064)

**熊本県教育委員会公告第12号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年(2021年)3月9日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
県立中学校及び特別支援学校用インターネット通信回線及びコンテンツフィルタ運用業務

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県教育庁教育政策課教育情報化推進室  
郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年(2021年)2月4日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社Q T n e t  
福岡県福岡市中央区天神一丁目12番20号
- 5 落札金額  
390,500円(うち消費税及び地方消費税の額35,500円)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和2年(2020年)12月25日

**熊本県医療審議会公告第3号**

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。  
令和3年(2021年)3月9日

熊本県医療審議会会長

- 1 開催日時  
令和3年(2021年)3月18日(木)  
午後3時から午後4時半
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館801会議室
- 3 議題  
(1) 医療法人の設立について(非公開)  
(2) 医療法人理事長選任特例について(非公開)  
(3) その他(公開)
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続き  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場入口において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 傍聴に当たっての留意事項  
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、発熱や風邪、味覚障害等の症状がある場合及びマスク着用がない場合は会場に入ることができません。
- 7 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県医療審議会事務局(熊本県健康福祉部健康局医療政策課)  
(電話096-333-2205)